

## 1. アンケート調査の概要

### (1) 調査の目的

平成 18 年 4 月に閣議決定された第三次環境基本計画（平成 18 年 4 月閣議決定）では、「5 年程度が経過した時点を目途に計画内容の見直しを行い、必要に応じて計画の変更を行う」と規定されており、今年度は計画策定から 5 年目にあたることから、今後、環境省では、計画の見直しを進めることとなる。環境問題を取り巻く状況は、第三次計画が策定された当時から、社会経済の状況の変化とともに大きく変化しており、新たな第四次環境基本計画を策定するうえで、その傾向を的確に把握し、これまでに明らかになっている課題と今後生じうる問題等に対処し得る計画を策定する必要がある。

本調査は、第三次環境基本計画の実施状況を把握するためのデータ収集を目的とし、地方公共団体の環境保全に関する取組の状況等を把握するアンケート調査を実施したものである。

なお、地方公共団体を対象とした環境基本計画の実施状況に関わる同様の調査は、平成 13 年度、平成 15 年度、平成 18 年度、平成 19 年度、平成 20 年度、平成 21 年度に実施されている。

本調査の主たる調査項目は、以下の 6 つである。

- ① 環境施策の基本となる条例及び計画
- ② 環境施策の実施状況
- ③ 事業者との関係
- ④ 住民又は住民団体との関係
- ⑤ 民間団体（環境 N P O 等）との関係
- ⑥ 他の地方公共団体との関係

### (2) 調査の時期と回収状況

全ての地方公共団体すなわち 1,797 団体(47 都道府県、19 政令指定都市、東京都 23 特別区および 1,708 市町村)を対象として、平成 23 年 1 月末から同年 3 月にかけて調査票を郵送発送・郵送回収するアンケート形式及び、電子メールにおいて電子調査票データを送受信する調査形式で実施した。期間内に 1,358 団体から回答が寄せられ、有効回収率は 75.6%である。

	発送数	有効回収数	有効回収率	回収構成割合
都道府県	47	37	78.7%	2.7%
政令指定都市	19	19	100.0%	1.4%
特別区	23	22	95.7%	1.6%
市	767	626	81.6%	46.1%
町	757	546	72.1%	40.2%
村	184	108	58.7%	8.0%
合計	1,797	1,358	75.6%	100.0%

### (3) 調査の内容

---

#### I 地方公共団体の概要

- 問 I -1 都道府県、市区町村の構成比
- 問 I -2 人口

#### II 環境施策の基本となる条例及び計画

- 問 II -1 環境施策の基本となる条例及び計画の策定状況
- 問 II -2 環境施策の基本となる条例及び計画の策定に当たり住民等からの意見取入の実施状況
- 問 II -3 環境施策の基本となる計画の策定に関連する基本計画の参考状況
- 問 II -4 環境施策の基本となる計画の事業者や住民等への普及・啓発活動の実施状況
- 問 II -5 環境施策の基本となる計画に基づく施策の実施状況の点検

#### III 環境施策の実施状況

- 問 III -1 環境施策の実施状況
- 問 III -2 環境施策に関連する情報の整備及び提供の取組
- 問 III -3 環境施策に関連する情報提供の方法
- 問 III -4 環境施策推進過程における住民等の意見取入の方法
- 問 III -5 環境保全に係る取組への参加人数

#### IV 事業者との関係

- 問 IV -1 事業者との連携・協働の実施状況
- 問 IV -2 事業者との連携・協働に至った経緯

#### V 住民又は住民団体との関係

- 問 V -1 住民、住民団体との連携・協働の実施状況
- 問 V -2 住民、住民団体との連携・協働に至った経緯

#### VI 民間団体（環境NPO等）との関係

- 問 VI -1 民間団体（環境NPO等）との連携・協働の実施状況
- 問 VI -2 民間団体（環境NPO等）との連携・協働に至った経緯
- 問 VI -3 民間団体（環境NPO等）を対象とした支援・育成施策の実施状況

#### VII 他の地方公共団体との関係

- 問 VII -1 都道府県、政令市との連携・協働の実施状況
- 問 VII -2 市区町村との連携・協働の実施状況

### 【本報告書を読む際の留意点】

- ・本調査は全国のすべての自治体を対象とした調査であるが、各回答割合の算出では、全国の自治体数（母集団数）ではなく、調査票を回収した自治体数または属性別自治体数を基数(n)とし、この基数を100%にした回答割合の算出を行っている。
- ・各自治体から得られた回答は、エラーチェックを行い、前問の回答内容による分岐に当たっていない回答については、集計対象から除外している。
- ・前問の回答内容による分岐がある場合、調査票を回収した自治体数または属性別自治体数ではなく、回答が必要となる自治体数または属性別自治体数を基数(n)としている。
- ・単一回答の間については基数(n)から「無回答」の除外は行っていない。
- ・複数選択回答の間については、本来回答すべき自治体数を基数(n)とし、無回答は除外している。
- ・回答割合は少数点以下第2位を四捨五入しているため、単一回答の設問でも回答割合の合計が100.0%とならないものもある。